

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医大達92号
令和7年8月1日

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程（平成29年旭医大達第18号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、<u>医療支援課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年8月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>業務の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、<u>経営企画課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p>